

令和5年度 浜川放課後児童クラブ

利用料減免制度のご案内

浜川放課後児童クラブでは、減免制度を設けています。
減免制度の対象と思われる方は申請してください。

1. 手続き

以下の減免区分に該当する方は、「北谷町放課後児童クラブ利用料減免申請書」と必要書類を揃えて、お早めに北谷町役場子ども家庭課へ提出ください。

2. 減免区分および必要な書類

	減免区分	額	必要書類
①	ひとり親世帯で児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成の受給世帯	5,000 円減額	児童扶養手当証書か母子及び父子家庭等医療費助成の受給証の写し
②	生活保護世帯	5,000 円減額	生活保護世帯であることが確認できる書類（生活保護受給証明書など）
③	市町村民税非課税世帯	5,000 円減額	非課税証明書（世帯分） ※4～8月分は前年度、9～3月分は本年度の課税状況を確認します。
④	就学援助 準要保護世帯（②及び③除く）	2,000 円減額	就学援助費受給者（準要保護）認定通知書の写し

3. 留意事項

- (1) 原則として、減免適用は申請日以降からの適用です。お早めに申請ください。
- (2) 減免適用は当該年度限りです。継続の方も毎年度申請が必要です。
- (3) 兄弟姉妹で利用している場合は、全員分の申請書の提出が必要です。
- (4) 年度途中から該当世帯になられた場合、申請の翌月からの適用となります。
- (5) 減免の事項に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

お問合せ先： 北谷町役場 子ども家庭課
こども園係 TEL：936-1234（内線 2322・2324）